

【 東北税理士協同組合 愛好会等活動支援金交付要領 】

(設定 平成27年3月27日)

(改定 平成28年5月18日)

1 趣旨

この要領は、東北税理士協同組合（以下「本組合」という。）が、定款に規定する福利厚生事業として、組合員及び賛助会員（以下「組合員」という。）相互の交流及び親睦を図ること並びに組合員の資質向上を図ることにより、組合員の事業の発展を支援するとともに、組合事業への更なる参加を図る目的で、組合員が主体的に活動している愛好会、同好会、研究会、及びコンテスト等（以下「愛好会等」という。）に対する支援について、必要な事項を定める。

2 支援対象愛好会等

次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす愛好会等とする。

- (1) 愛好会等の構成員が5名以上であること。
- (2) 特定の法人や団体等（東北税理士会、東北税理士会の各県支部連合会及び各支部、本組合、東北税協共済会を除く。）が主催・後援・関与しているとみなされる愛好会等でないこと。また、特定の経歴・資格・地位・身分等により組合員の入会が制限されているとみなされる愛好会等でないこと。
- (3) 愛好会等の構成員のうち、組合員が占める割合が8割以上であること。
- (4) 上記(3)の組合員の8割以上が本組合のサポートメンバーであること。なお、サポートメンバーとは、本組合に特に協力的な組合員として、別に定める「サポートメンバー申請書」を提出した組合員をいう（申込手続き時においてサポートメンバー該当事項に加入等予定の者も「サポートメンバー申請書」を提出することができる。）。
- (5) 愛好会等設立後1年以上の活動実績があり、かつ、年間を通じて継続的に活動している団体であること。
- (6) 愛好会等の代表者が本組合の組合員であること。
- (7) 愛好会等の代表者が所属する支部の組合業務担当者（各支部支部長）の推薦を得た愛好会等であること。

3 支援方法

東北税協共済会と協力して愛好会等に活動支援金を交付し、本組合は支援金算出額の2分の1を負担する。

4 支援対象

- (1) 支援金の交付対象は、2の規定に該当する愛好会等が、その事業活動に直接供した謝金、旅費、会場費、通信費、保険料、飲食費、雑役務費及びその他経費のうち、事業活動に参加した各構成員に共通、かつ均等負担が適当とされる費用とする。
- (2) 支給対象となる事業活動の期間は、毎年1月1日から12月31日までの期間とする。

5 支援金の算出

- (1) 支援金の算出にあたっては、愛好会等の構成員及び組合員のうち、活動構成員及び活動組合員の人数により行う。なお、活動構成員及び活動組合員とは、愛好会等の支給対象活動期間に全く活動に参加しなかった者を除いた構成員及び組合員をいう。

- (2) 支援金は、1 事業年度 1 愛好会等につき、支援対象経費から支部等補助金収入（支部及び県支部連合会からの受取補助金、助成金、支援金をいう。）を引いた金額を活動構成員で除した金額（4,000 円を限度とする）に活動組員数を乗じた金額を限度とし、この金額が 150,000 円を超える場合は 150,000 円とする。
- (3) 1 事業年度における各愛好会等の支援金申請額の合計が、その年度の予算を超える場合には、支援する額の合計は予算額を限度とし、本組合において支援金申請額を勘案した配分計算を行う。

6 申込手続等

- (1) 所定の用紙（「愛好会等活動支援金交付申込書」、「愛好会等の概要書」、「構成員名簿」、「サポートメンバー申請書」）に必要事項を記入し、本組合に提出する。また、必要に応じて参考資料を添付する。
- (2) 提出期間は、支給対象となる事業活動の期間の翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日までとする。
- (3) 交付は、本組合において審査し、常務理事会の承認を得て、支給対象となる事業活動の期間の翌年 3 月 31 日までに決定する。
- (4) 交付は、常務理事会の承認後相当期間内に、申出の口座に振り込む。

7 事故防止

愛好会等の活動については、事故の無いよう努めるとともに、事故の被災を想定した保険加入等の保全に努めなければならない。

8 改廃

この要領を改廃しようとするときは、本組合常務理事会の議を経なければならない。

（附則）

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領施行による最初の支援金支給対象期間は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までとする。

（参考）

申込手続等から交付までの日程（図示）

